

※【6月12日（金）以降】県境を跨ぐ不要不急の移動制限（静岡県作成）より抜粋

2 本県を訪問される皆様へ

（帰省する方、訪問者には、県民の皆様からも呼びかけてください。）

- ・（1）の地域の方から、本県への訪問の照会があった場合には、訪問が、本当に今必要のものであるか、先方と改めて御検討ください。
- ・また、移動に際しての交通手段や移動の際の「新しい生活様式」に基づく行動の徹底にも配慮してください。

（1）北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、福岡県の皆様には、本県への訪問の「自粛」をお願いします。

（2）（1）に掲げた都道府県及び山梨県を除くその他の県の皆様には、慎重な行動をお願いします。

（3）県民の皆様には、他都道府県から訪問される方が、既に感染しているかもしれないという意識をお持ちいただき、「新しい生活様式」の徹底のほか、「三つの密」が集まる場所に行かない、作らないなど、**感染予防対策の徹底**をお願いします。

※見えない感染者：感染していても無症状や軽症で、自分が感染していることに気付いていない人。発症前2日前から感染力があるなど、本人が知らないまま、他人に感染させてしまうリスクがある。